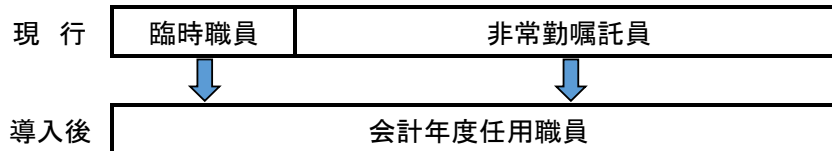


## 会計年度任用職員制度の導入について

### 1 導入の趣旨

地方公務員法及び地方自治法が改正され、教育や子育て等様々な分野で活躍し、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するために、会計年度任用職員制度が2020年4月1日から導入されます。

#### 【制度導入のイメージ】



### 2 制度の主な内容（案）

給付・休暇等の勤務条件については、現行の非常勤嘱託員を基本に制度の運用を図る予定です。なお、下線部分は現行の非常勤嘱託員からの変更内容です。

#### (1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員

#### (2) 任期

1年以内（会計年度は超えません。）

#### (3) 募集方法

原則として公募により、方法は、広報まちだ、町田市HP、ハローワーク等を活用し、可能な限り広く周知します。

ただし、(4)に掲げる公募を経ない再度任用の場合を除きます。

#### (4) 公募を経ない再度任用

前年の勤務実績等を考慮した能力実証（判定要素：人事評価、勤務実績、懲戒の有無）を行います。

公募を経ない再度任用は、連続4回を限度とします（最大5年間の任用が可能）。

※上限回数に達した職員が公募により再度任用することは可能です。

#### (5) 勤務日数・勤務時間

勤務日数は月16日、勤務時間は1日7時間45分を原則とする短時間勤務制とします。

#### (6) 給付の種類

第一種報酬（基本給・時間外勤務手当相当分）、第二種報酬（通勤手当相当分）、期末手当及び職務を行うために要する費用（旅費相当分）があります。

##### 【第一種報酬】

職務の内容、複雑性及び責任の度合い等を勘案し、決定します。

月額報酬制とし、所属長の命令があった場合に限り、時間外勤務手当相当分を支給します。割増は正規職員の例によります。

##### 【期末手当】

任期が6か月以上である場合（見込みも含みます。）に支給が可能となります。

#### (7) 休暇等

年次休暇、夏季休暇、その他の休暇（忌引、公民権行使、介護休暇、子どもの看護休暇、骨髄移植休暇等）が付与されます。

(8) 各種保険等

法定の条件に基づき、雇用保険、健康保険、厚生年金、公務災害補償等の対象になります。

(9) 健康診断

正規職員に準じて、健康診断を実施します。

(10) 条件付採用

採用後1か月は条件付採用となります。再度の任用の場合も、その都度、条件付採用となります。

(11) 人事評価

地方公務員法に基づき、人事評価を実施します。

(12) 営利企業の従事制限

短時間勤務のため、制限の対象外となり、兼業は可能です。ただし、勤務実態を確認する必要があるため、兼業する場合は報告を求めます。

(13) 分限処分・懲戒処分

正規職員と同様に、処分の対象になります。

(14) 措置要求・審査請求

公平委員会に対して行うことができます。

### 3 導入までのスケジュール

2018年12月	庁内説明会（14日・17日）
2019年度中	関連する条例改正を議会へ上程、関連規則等の制定改廃 庁内説明会（2～3回程度）
2020年1月頃～	会計年度任用職員の募集
2020年4月1日	制度開始

### 4 今後の条例改正

2019年度中に関連する条例（8本程度）の改正を予定しています。

**【改正予定の主な条例】**

- 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
→会計年度任用職員の報酬・期末手当等に係る改正をします。
- 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
→会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に係る改正をします。
- 町田市職員の分限に関する条例  
→会計年度任用職員の分限処分に係る改正をします。

### 5 その他、導入に向けての取組

- (1) 円滑な業務運営のために、現行の臨時職員・非常勤嘱託員制度が会計年度任用職員制度に移行できるよう任用と管理方法を整備します。
- (2) 正規職員と会計年度任用職員の役割を整理し、明確化します。
- (3) ICTの活用や民間委託の推進等により、効率的・効果的な行政経営となるよう検討します。